

子ども・子育て支援新制度における
利用者負担額の設定について

平成 27 年 2 月 20 日

健康福祉部子育て支援課

子ども・子育て支援新制度での利用者負担

○現行制度での取り扱い

保育園を利用する場合，利用者の負担能力に応じて（世帯の所得の状況等を勘案した応能負担）保育料が決定されるが，幼稚園を利用する場合は，施設によって保育料等の金額が異なっている。（応益負担）

○子ども・子育て支援新制度での取り扱い

新制度における利用者負担については，世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており，現行の幼稚園・保育園の水準を基に国が定める水準を限度として，実施主体である市町村が現行制度の利用者負担の水準や利用者の負担能力を勘案した応能負担で利用者負担額を設定する。

【現行制度】

保育園の場合：利用者の負担能力に応じた
応能負担

幼稚園の場合：施設によって金額が異なる
＜負担権限のための補助＞
・就園奨励費補助金
（所得に応じた補助）



【新制度】

保育園・幼稚園



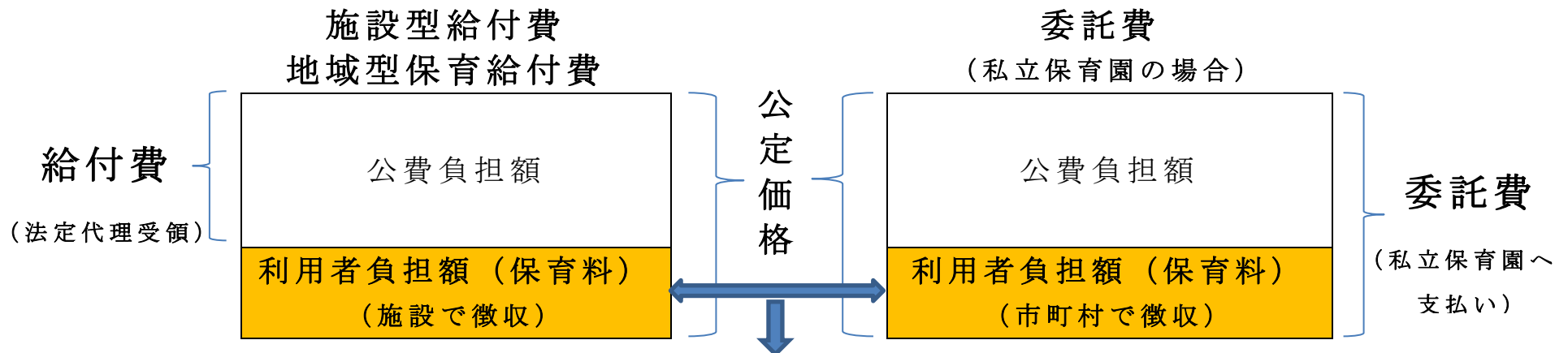
利用者の負担能力に応じた応能負担
※ただし，施設型給付費を受けない（私学助成を受ける）幼稚園を利用する場合を除く。

公定価格と利用者負担額の関係

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園，幼稚園，保育園を通じた共通の給付である「施設型給付費」及び小規模保育等の「地域型保育給付費」を創設し，市町村の確認を得た施設・事業の利用にあたって，財政支援を保障している。
- 「施設型給付費」，「地域型保育給付費」の基本構造は，内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額（公定価格）から「政令で定める額を限度額として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

<イメージ>



※教育・保育に通常要する費用（公定価格）のうち，一定額の負担を利用者に対して求める負担額を「利用者負担額」という。

<参考> 「施設型給付費」と「地域型保育給付費」

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育園及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化している。

施設型給付費

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）を対象とした財政支援

認定こども園 (0～5歳)

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 (3～5歳)

※施設型給付の対象として市町村の確認を受けない幼稚園に対しては、現行どおり私学助成及び就園奨励費補助が継続される。

保育園 (0～5歳)

※私立保育園については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費が支弁される。

地域型保育給付費

特定地域型保育事業者（新たに市町村の認可事業となる次の4つ）を対象とした財政支援

小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

(0～2歳)

「施設型給付費」と「地域型保育給付」の公費負担額

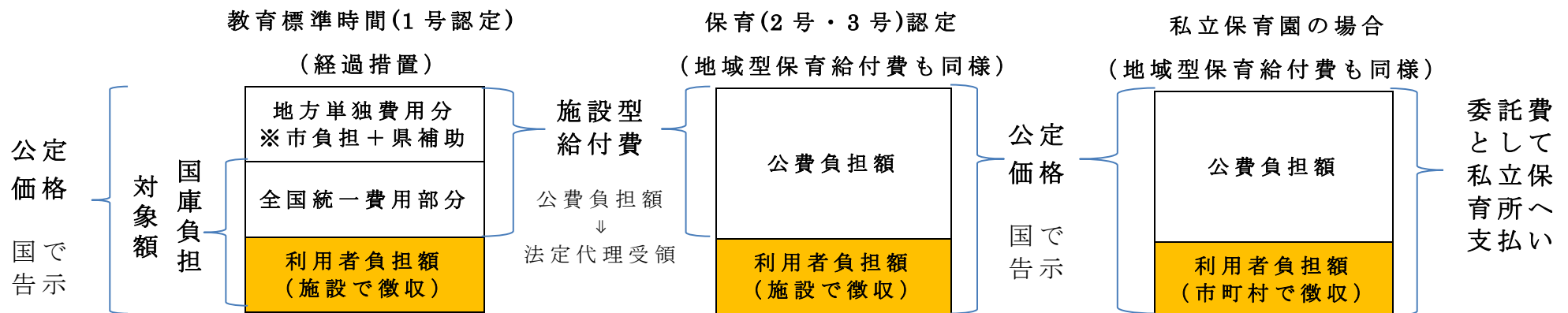
【給付費に係る財政措置】

- 私立施設・地域型保育給付費 ⇒ 国 1/2, 都道府県 1/4, 市町村 1/4
- 公立施設（地域型保育給付費を除く） ⇒ 市町村 10/10（地方交付税措置による一般財源化）

<イメージ>

《施設型給付費》

《委託費》



※「地方単独費用分」は、「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額で、地域の実情等を参酌して市町村が定める。

国が示す利用者負担

- 子ども・子育て支援新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育園の利用負担の水準を基に国が定める水準を限度額として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 国が示す利用者負担の水準は、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるものであり、教育標準時間（1号）認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し、保育（2号・3号）認定を受ける子どもについては、現行の保育園運営費における保育料設定を考慮する。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料で設定されています（全国の平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの）	現行の保育園運営費による保育料設定を考慮して設定されています（現行の徴収金基準額表のとおり）。	同左
所得階層区分	5階層（現行の幼稚園就園奨励費補助金の区分数と同じ）	8階層（現行の徴収金基準額表のとおり）	同左

【教育標準時間（1号）認定子どもの利用者負担の水準】

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	～270万円	3,000円
③市民税所得割課税世帯 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市民税所得割課税世帯 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市民税所得割課税世帯 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市民税所得割課税世帯 77,100円以下	16,100円
④市民税所得割課税世帯 211,200円以下	20,500円
⑤市民税所得割課税世帯 211,201円以上	25,700円

※②～⑤：第1階層を除き，前年度分の市民税の区分が右の区分に該当する世帯

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において，最年長の子どもから順に2人目は上記の半額，3人目以降については0円とする。

※「推定年収」は，夫婦（片働き）と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）

※①～⑤：現行の階層区分を基本として市民税額を基に階層区分を設定。ただし，給付単価を限度とする。

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目は上記の半額，なお，現在市が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については，新制度への円滑な移行の観点から，一定の要件の下で経過措置を講ずる。

【満3歳以上 保育（2号）認定子どもの利用者負担の水準】

保育標準時間認定子どもは、現行の利用者負担の水準を基本。

保育短時間認定子どもは、保育標準時間認定子どもの▲1.7%を基本に設定。

階層区分 【所得税】	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税 734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③市民税 所得割 48,600円未満	16,500円	16,300円
④市民税 所得割 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤市民税 所得割 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥市民税 所得割 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦市民税 所得割 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧市民税 所得割 397,000円以上	101,000円	99,400円

【満3歳未満 保育（3号）認定子どもの利用者負担の水準】

保育標準時間認定子どもは、現行の利用者負担の水準を基本。

保育短時間認定子どもは、保育標準時間認定子どもの▲1.7%を基本に設定。

階層区分 【所得税】	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
③市民税 課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税 734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③市民税 所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円
④市民税 所得割 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤市民税 所得割 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥市民税 所得割 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦市民税 所得割 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧市民税 所得割 397,000円以上	104,000円	102,400円

(国) 利用者負担の運用について

1 利用者負担の切り替え時期について

○利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から、年度途中で切り替えることとする。

○具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする。(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する) こととする。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく利用者負担

当年度の市町村民税額に基づく利用者負担

2 税額算定に係る控除の取扱いについて

○現在行っている旧年少扶養控除に係る再計算は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の扱いによる所得階層認定を可能とする。

○税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。

(国) 低所得世帯等の減免規定の取扱いについて

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、国が示す水準において、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

ひとり親世帯，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等，特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

○教育標準時間（1号）認定

階層区分	定義	利用者負担額
第2階層	市民税 非課税世帯（所得割非課税）	3,000円
第3階層	市民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円



利用者負担額
0円
15,100円

○満3歳以上・保育（2号）認定

階層区分	定義	標準時間	短時間
第2階層	市民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
第3階層	市民税 所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円



標準時間	短時間
0円	0円
15,500円	15,300円

○満3歳未満・保育（3号）認定

階層区分	定義	標準時間	短時間
第2階層	市民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
第3階層	市民税 所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円



標準時間	短時間
0円	0円
18,500円	18,300円

富里市における利用者負担の考え方

1 基本的な考え方

新制度における利用者負担は、これまで市が取組んできた施策との整合やバランスに配慮しつつ財政的な影響を踏まえ、次に掲げる考え方を基本とする。

①現行制度における保育料の水準を基本とする。(応能負担)

②所得階層区分の税額を市民税額とする。

③保育標準時間・保育短時間の区分の利用者負担の設定を行う。

短時間保育の利用者負担は、国水準同様▲1.7%を基本に設定する。

④現行制度同様、多子世帯への支援制度を継続する。

(2人目は半額。3人目以降は無料)

⑤現行制度同様、国の示す基準に準拠し、低所得世帯等への軽減措置を継続する。

⑥地域型保育事業利用料の設定については、3号認定子どもの利用者負担と同額とする。

2 利用者負担の体系

①利用者負担の体系は、現行保育料の体系である3歳未満児・3歳児・4歳児以上の3区分から、国の基準である3歳未満児・3歳以上児の2区分に合わせる。

②所得階層区分を現行の12階層から14階層に増やし、世帯の所得状況に合う階層区分とする。

③利用者負担額は、現行保育料の国の徴収基準に対する割合に3%加算した額とする。

富里市の現行制度における保育園の保育料基準

国が示す水準				市基準				
階層区分		3歳未満児	3歳以上児	階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0円	0円	A	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市民税 非課税	9,000円	6,000円	B1	市民税非課税	5,000円	3,000円	3,000円
				B2	市民税非課税（ひとり親世帯等）			
3	市民税 課税	19,500円	16,500円	C1	市民税 均等割	14,000円	10,000円	10,000円
				C2	市民税 所得割	17,000円	13,000円	13,000円
4	所得税 40,000円未満	30,000円	27,000円	D1	所得税 20,000円未満	21,000円	17,000円	17,000円
				D2	所得税 40,000円未満	27,000円	20,000円	20,000円
5	所得税 103,000円未満	44,500円	41,500円	D3	所得税 70,000円未満	33,000円	24,000円	23,000円
				D4	所得税 103,000円未満	41,000円	28,000円	26,000円
6	所得税 413,000円未満	61,000円	58,000円	D5	所得税 258,000円未満	49,000円	30,000円	26,000円
				D6	所得税 413,000円未満	55,000円	30,000円	26,000円
7	所得税 734,000円未満	80,000円	77,000円	D7	所得税 413,000円以上	60,000円	30,000円	26,000円
8	所得税 734,000円以上	104,000円	101,000円					

富里市 保育(2号・3号)認定子どもの利用者負担額(案)

※3歳未満児は家庭的保育を除く。短時間は、標準時間の▲1.7%。

階層区分		3歳未満児(3号)		3歳児以上(2号)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市民税非課税世帯	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
B2	市民税非課税(ひとり親世帯等)	0円	0円	0円	0円
C1	市民税均等割のみ	14,000円	13,760円	10,000円	9,830円
C2	市民税均等割のみ(ひとり親世帯等)	13,000円	12,770円	9,000円	8,840円
D1	市民税所得割 48,600円未満	17,500円	17,200円	13,500円	13,270円
D2	市民税所得割 72,800円未満	21,900円	21,520円	17,800円	17,490円
D3	市民税所得割 97,000円未満	27,900円	27,420円	20,800円	20,440円
D4	市民税所得割 133,000円未満	34,300円	33,710円	25,200円	24,770円
D5	市民税所得割 169,000円未満	42,300円	41,580円	29,200円	28,700円
D6	市民税所得割 235,000円未満	50,800円	49,930円	31,700円	31,160円
D7	市民税所得割 301,000円未満	56,800円	55,830円	32,000円	31,450円
D8	市民税所得割 397,000円未満	62,400円	61,330円	32,300円	31,750円
D9	市民税所得割 397,000円以上	63,100円	62,020円	33,000円	32,430円

富里市 家庭的保育等の利用者負担額(案)

※保育 3 号認定子ども利用者負担額と同額

階層区分		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0 円	0 円
B1	市民税非課税世帯	5,000 円	5,000 円
B2	市民税非課税(ひとり親世帯等)	0 円	0 円
C1	市民税均等割のみ	14,000 円	13,760 円
C2	市民税均等割のみ(ひとり親世帯等)	13,000 円	12,770 円
D1	市民税所得割 48,600 円未満	17,500 円	17,200 円
D2	市民税所得割 72,800 円未満	21,900 円	21,520 円
D3	市民税所得割 97,000 円未満	27,900 円	27,420 円
D4	市民税所得割 133,000 円未満	34,300 円	33,710 円
D5	市民税所得割 169,000 円未満	42,300 円	41,580 円
D6	市民税所得割 235,000 円未満	50,800 円	49,930 円
D7	市民税所得割 301,000 円未満	56,800 円	55,830 円
D8	市民税所得割 397,000 円未満	62,400 円	61,330 円
D9	市民税所得割 397,000 円以上	63,100 円	62,020 円